

平成21年4月15日

津幡町職員措置請求書に対する「意見陳述書」の提出にあたり

まず、冒頭に過日私たち市民グループ「風」が津幡町の監査委員会に提出させていただきました「津幡町職員措置請求書」いわゆる監査請求に関して、本日は請求した側として監査委員の皆さまに対して私たちの真意と背景についてお伝えし、ご理解いただくべく「意見陳述書」及び過日、提出した「津幡町職員措置請求書」に添付した事実証明書に加えて新たにいくつかの事実証明書を提出させていただきます。

私たちの意見の詳細に関しては書面で出させていただきますので、後ほどじっくりと行間も含めてお読みいただきたいと思います。

そこで「今」なぜ監査請求なのか、と云うことではありますが、委員の皆さまは現下の町政についてとりわけ行政側と町民との関係をどのように認識されているか知るところではありませんが、私たちは現在の津幡町の町政は必ずしも多くの町民の信頼と支持を受けているとは思っておりません。それは町の財政健全化を理由にした「ボートピア」の設置に関する件や「河合谷小学校」の廃校にかかわる問題など、多くの町民が高い関心を寄せている問題や課題に対して民意を真摯に受け止め、誠実に対応していないからではないでしょうか。これらの施策が、財政健全化を目的としているのであるならば、私たちは善良な納税者として納めた税金が1円まで無駄なく使われ、その上で財政が逼迫しているのかを知る権利と義務を有すると考えています。

「釈迦に説法」かと、存じますが、町政の基本は町民と町長・議長をはじめとする町職員の皆さま、いわゆる行政側との「相互信頼関係」だと考えています。相互信頼関係を築く基本は行政の「客観性・公平性・納得性」であります。それには行政文書の公開をはじめとする「情報公開とその透明性、さらにはコンプライアンス」が不可欠であり、この事は各種「行政文書」の公開はもとより、議会の各種委員会や教育委員会など町政や教育行政が討論される場が公開され、傍聴が可能であることや、町長・議長はもとより行政に携わる一人ひとりが各種の法令を遵守することが必須の条件であります。加えて「民意」に対して真摯に、そして謙虚に受けとめ、実際の行政に反映できるものは反映させるということでもあります。

ただ、私たちもみだりに民意に迎合するのが「民主主義」だと言うつもりはまったくありません。時には町民の過半数が「異」を唱える事柄、例えば私たちが不断に求めている「ボートピア」の問題や既に処置が決定してしまった「河合谷小学校」の廃校にかかわる問題などがそうあります。こうした課題に対

して行政側として津幡町100年の計をたて「今、そうすることが最も望ましい」と、信じるならば断固たる決意を持って実行に移すべきと存じます。ただ、その前提としてあらゆる手段を駆使して町民の「理解と納得」を得る努力を惜しんではならないのであります。

「ポートピア」については「広報 つばた」に数回掲載しただけ、「河合谷小学校」についても同様に討議内容も明らかにさせず、既に「教育委員会」で決定したこと、と、これらの件に対する議会での一般質問や請願に対して「木で鼻を括った」様な誠意のかけらも無い答弁に終始しては、自らが町民に理解を求める機会をつぶしてしまっている現状であります。これでは「理解や納得」は得られるべくもありません。

また、私たちはむやみに「民意」がすべてだといっているわけではありません。本当の意味の民主主義とは、むやみに「民意に迎合」するのではなく為政者の意図する方向に向かって「民意を醸成」していくことだと考えています。例えば現下の課題に対して、その事だけを主題にした「区」単位での説明会はもとより、町民の誰でもが聴きに行ける公開説明会をたびたび開催するなど、不断にあらゆる手段を講じて「理解と納得」を求めていく努力を怠ってはならないはずです。ただ、その方法が「上位下達」と言った一方通行の方法ではなく、町民の意見も聞ける双方向のものでなければ意味がないことは、論を待たない事は言うまでもありません。こうした努力があつてこそ、異を唱えていた人達が納得はしないが理解し、理解していた人達が納得してくれるのでは無いでしょうか。

こうした観点から、監査委員の皆さまには、この監査請求に関する厳正で誠意ある回答が、現下の多くの町民の行政不信を払拭する端緒（出発点）であるとの観点からこの監査請求を真摯に受け止めていただき、平成15年から19年の5年間にわたる「政務調査費」の使われ方やそのあり方について、判例や近隣市町の実態も参考にさせていただき、特定の政治勢力に組することなく、客観的にそして公正かつ厳正に監査を実施されて、私たちはもとより町民の皆さんが納得のいく実をともなった回答を期待しております。

とりわけ平成9年からその職にある本田代表監査委員については、平成10年10月発行の「議会だより」に「監査委員の1年を振り返って」と言う一文を寄稿されています。このときの高い志とフィロソフィーは、今も変わっていないものと深く信じております。中立な立場で厳正に監査されることを願います。

市民グループ「風」

黒田英世

津幡町監査委員様

意見陳述書

- 1 津幡町長は、申請のあった議員に対し月額 25,000 円、年額にして 300,000 円を、議員の調査、研究に資するための補助金として政務調査費を交付している。財政難が叫ばれる中、総額 5,400,000 円にのぼる政務調査費は決して小さな補助金ではない。政務調査費の交付を受けた議員が、その支出、精算に際し、法、条例、及び規則を遵守する義務を負うことは、自明のことである。又、補助金を交付した町長にも同様の義務が課せられる。

しかるに、平成 15 年度から 19 年度の間（以下年度の記述において平成を省く。）、議長は、条例が義務付ける証拠書類（領収書）の徴収を怠り、又、政務調査費の適正な運用を期すための調査を怠り、且つ議長自らも条例に反した政務調査費の支出を行っていた。町長もまたその 5 年度の間、政務調査費の適正な運用を期すための調査を怠り、使途基準に反した支出の返還を命ずることを怠っていた。その結果、多額の政務調査費が違法、不当に支出されてきた。

議長は領収書について、「非公開を前提に任意で提供される文書」或いは、「行政情報として所有していない文書」であり、条例の義務付ける証拠書類は、議員が自分で記した「支払証明書」だけと主張するが、この主張は、条例の趣旨を著しく歪めた主張である。西宮市と玉野市の情報公開審査会は、「領収書は不存在。」との理由で非公開とした処分にたいする異議申し立ての審査で「領収書は行政文書であり公開すべき。」との判断を示した。また、名古屋地裁は、名古屋市議の政務調査費の返還請求に係る住民訴訟の判決の中で、「領収書は専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていないものということとはできない。」との判断を示した。これら 3 つの自治体は、議員に証拠書類（領収書）の添付を義務付けていなく、議員が義務付けられているものは収支報告書のみであった。議長の主張にはなんら根拠はない。

また、議長と町長は、「条文に領収書と明記していないから条例は領収書の添付を義務付けていない。」と主張するが、この主張も条例の趣旨を著しく歪めた主張である。議員に交付される政務調査費は、議員がその使途、支出の透明性を確保することを前提に法制化されたものであり、透明性を阻害する議長と町長の主張は根拠のない主張である。

大阪府の政務調査費に係る住民監査請求に関し、個別外部監査が実施されたが、監査委員は監査通知の中で、「集積されてきた各地の裁判所の判決例の基準、包括、個別外部監査の基準は参考とすべきものである。そして、これらの基準は制度の趣旨に鑑み、その使途について、透明性が確保されていることを当然の前提とし、使途基準に沿った支出であることについては会派ないしは議員に説明責任があることを指摘し、具体的、合理的な説明がなされない場合には目的外支出と推認されるべきであるとする立場に立っているものとおもわれる。」と記している。津幡町の議長と町長の主張は、各地の裁判所の判決例、包括、個別外部監査の基準に反する根拠のない主張である。

市民グループ「風」は、条例が添付を義務付ける証拠書類について、監査委員の明確な判断を強く求める。議長が主張するように、領収書は「非公開を前提に任意で提供される文書」或いは、「行政情報として所有していない文書」なのか、それとも朝日新聞、北國新聞が報じたように「義務付けられた文書」なのかについて、監査委員の明確な判断を強く求める。

市民グループ「風」は、議長や町長が主張するように、津幡町の条例は「条文に領収書と明記していないから条例は領収書の添付を義務付けていない。」のか、それとも朝日新聞、北國新聞が報じたように領収書の添付を義務付けているのかについて、司法の判断を仰ぐことなく、監査委員の識見において明確な判断を下すことを強く求める。

- 2 条例第 9 条第 1 項は、「政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて、翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。」と定めている。この条文の証拠書類とは、領収書及び、その他の証拠書類であり、その他の証拠書類とは、領収書の受け取りが困難な場合、領収書に代わり金銭の支払い、支出を証する書類である。

政務調査費の交付に関する条例制定当初、証拠書類（領収書）の添付を義務付けていなかった内灘町の条例は、平成 20 年の改正で「収支報告書を作成し、領収書等の証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。」となった。又、同じく証拠書類（領収書）の添付を義務付けていなかった金沢市の条例も、平成 20 年の改正で「収支報告書を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。」となった。条例改正前の両自治体の条例が議員に義務付けていたものは収支報告書だけの提出であり、証拠書類の添付は義務付けられていなかった。証拠書類の添付を義務付けた改正後の内灘町、金沢市の条例によっても、収支報告書に添えられる証拠書類に領収書が含まれることは明らかである。したがって津幡町の条例の証拠書類に領収書が含まれていないことが明らかである。

条例第 9 条第 1 項によって議員には、領収書を含む証拠書類の添付が義務付けられ、議長には、領収書を含む証拠書類の徴収が義務付けられている。領収書を含む証拠書類を添付していない議員は条例の定める義務を怠るものであり、その議員の政務調査費の支出は、すべて条例に反した支出であり、返還されなければならない支出である。

領収書を含む証拠書類を徴収していない議長は、条例の定める義務を怠るものである。15 年度から 19 年度の間、議長の職にあった■■■■、■■■■、■■■■議員は、いずれも条例の定める領収書を含む証拠書類を徴収する義務を怠るとともに、自らも領収書を含む証拠書類の添付を怠り、又、不当な政務調査費の支出を行った。15 年度、16 年度議長の職にあった■■■■議員は、平成 15 年 7 月 1 日、「日本人事録」を（株）人事ジャーナルから購入したとして資料購入費を 20,000 円支出しているが、20,000 円の「日本人事録」は存在せず、長崎市議の政務調査費に係る監査で返還勧告がなされた「日本人事録掲載代金 20,000 円」に相当するものであることが強く疑われる。資料を購入しないで資料購入費を計上した、支払証明書に虚偽の記載をおこなったことが強く疑われる。条例で義務付けられた証拠書類は、「支払証明書」のみと主張する議長の支出の有無自体が強く疑われる事例である。

- 3 また、第 3 項では、「議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ、調査を行うものとする。」と規定し、議長に調査権を付与しているが、その調査権を行使した議長はいない。調査権が行使されていたならば、法話会や京都寺めぐりの旅の経費、後援会関連行事の経費等への政務調査費の充当や、前年度経費の計上や政務調査費の支給額を上回る収入額等杜撰な会計処理は起

こり得ないはずである。15年度から19年度の間、議長は付与された調査権の行使を怠り、違法、不当な政務調査費の支出を放任し、また、自らも不当な政務調査費の支出を行った。

4 また、第4項では、「議長は、収支報告書等（収支報告書及び証拠書類の写し）の提出があったときは、当該収支報告書等の写しを町長に送付しなければならない。」と定められている。従って、議長が町長に送付する証拠書類に領収書が含まれていなければならないことも、また明らかである。つまり、条例第9条第1項によって議員は、第4項によって議長は、領収書を含む証拠書類の写しの添付が義務付けられている。又、政務調査費を交付した町長も、第4項によって、領収書を含む証拠書類の写しを受け取ることを義務付けられている。15年度から19年度の間、議長は領収書を含む証拠書類の写しの送付を怠り、自ら不当な政務調査費の支出を行い、町長は領収書を含む証拠書類の写しを受け取る義務を怠り、不当な政務調査費の支出を放任した。議長に収支報告書等（収支報告書及び証拠書類の写し）の町長への送付を義務付けた条例を備えた自治体は、全国的にも数少なく県内では津幡町だけである。平成20年条例を改正した内灘町、金沢市とも、議長が首長に送付するのは条例改正前と同じく収支報告書のみである。

5 また、条例第10条（政務調査費の返還）は、「町長は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じることができる。」と規定し、使途基準に違反した支出について町長に返還請求権を付与している。つまり町長は、議長が送付する収支報告書及び領収書を含む証拠書類に基づいて、議員の政務調査費が条例を遵守して適切に支出、精算されているか調査し、不適切な支出、精算については返還を命令する権限と義務を負っている。15年度から19年度の間、町長は条例が付与する調査と返還請求の権限と義務の履行を怠り、不当な政務調査費の支出を放任した。この事実は、「違法、又は不当に財産の管理を怠る事実」に相当し、地方自治法第242条第2項に定める期間制限の規定は適用されない。したがって市民グループ「風」は、過去5年度分の政務調査費を監査対象とすることを強く求める。

6 条例第11条（収支報告書等の保存及び閲覧）第1項は、「第9条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と規定し、議長に領収書を含む証拠書類の写しの5年間の保存を義務付けている。また、津幡町議会政務調査費の交付に関する規則（以下、規則という。）第7条は、「議員は、条例第7条に規定する使途基準に沿って支出した政務調査費について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と規定し、議員にも領収書を含む証拠書類の5年間の保存を義務付けている。議員と議長に5年度分の保存を義務付けたことは、町長にその5年度分についての返還請求権を付与したことにはほかならない。15年度から19年度の間、議長は保存の義務を怠り、町長は返還請求権の行使を怠った。このことから期間制限の規定は適用されない。

5と6の事由により市民グループ「風」は監査対象期間を15年度から19年度の5年度分とすることを強く求める。

7 また、第2項は「町内に住所を有する者は、議長に対し前項の収支報告書等（収支報告書及びそれに添えられた証拠書類の写し）の閲覧を請求することができる。」と規定し、津幡町民の領収書を含む証拠書類の写しの閲覧の権利を認めている。この条項は、平成12年地方自治法改正時、政務調査費の透明性の確保と説明責任を果たすことを議員に求めるところから設けられたものであるが、15年度から19年度の間「政務調査費を使って行われた視察、研修の報告書、町政報告会等の開催を証明する文書等」は一切提出されていない。透明性の確保はおろか、視察、研修、町政報告会が実際に行われたのかどうか、政務調査費の支出の有無すら疑われる実態である。市民グループ「風」は、政務調査費の透明性を確保するための措置を勧告することを強く求める。

8 ■■■■■議員は15年度から18年度の間、議員選出の監査委員の職にあった。監査委員の職務は、町の事務が法令を遵守して執行されているか監査することである。又、監査委員には法令に精通する識見も求められる。その任にある議員が、条例制定当初から禁じられていた後援会行事に多額の政務調査費を長年にわたって流用していた。また、■■■■■議員は19年度から議員選出の監査委員の職にあるが、議員も多額の不当な政務調査費の支出を行っている。この事実は、これまで政務調査費について適正な監査が行われたことがあるのか、強く疑念をいだかせる事実である。

市民グループ「風」は、監査に対する住民の信頼を確保するためにも、監査委員が厳正、公正な監査を実施されることを強く要請する。

9 ■■■■■議員は、平成13年条例を審査した総務常任委員会の委員長であり、■■■■■議員も同委員会に所属し、条例の趣旨、使途基準にもっとも精通した議員である。その議員が、条例制定当初より政務調査費として認められない経費と「議会たより」79号にも明記された経費を、政務調査費と計上していることは、議員のコンプライアンス（法令遵守）の希薄さを示すものである。経験の豊かな議員が、条例を遵守せず、使途基準に反した政務調査費の支出を繰り返すことを容認すれば、期の浅い議員もそれに倣うことは当然予測されることである。

市民グループ「風」は、これ以上の政務調査費の違法、不当な支出を防止するためにも、コンプライアンスの徹底を勧告することを強く求める。

10 新たな事実証明書類として判例3通、答申2通、監査結果通知3通、津幡町議会会議録2通を提出する。

- ① 品川区議の政務調査費返還訴訟に係る東京地裁判決
- ② 品川区議の政務調査費、公文書非開示に係る東京高裁判決
- ③ 名古屋市議の政務調査費返還訴訟に係る名古屋地裁判決
- ④ 玉野市情報公開不服審査会答申
- ⑤ 西宮市情報公開・個人情報保護審査会答申
- ⑥ 川崎市個別外部監査結果報告書（平成15年から平成19年までに交付された政務調査費に係る住民監査請求）
- ⑦ 長崎市包括外部監査の結果に関する報告
- ⑧ 船橋市議の政務調査費、住民監査請求に関する監査結果

⑨ 平成 13 年津幡町議会第 5 回定例会、総務常任委員会会議録

⑩ 平成 20 年津幡町議会第 1 回定例会、総務常任委員会会議録

請求人

津幡町・市民グループ「風」

石川県河北郡 [redacted]

石川県河北郡 [redacted]

石川県河北郡 [redacted]

石川県河北郡 [redacted]

石川県河北郡 [redacted]

石川県河北郡 [redacted]